

【兵庫県灘警察署】通行許可申請について

通行許可申請の要件

1. 車庫等に出入りする車両
2. 身体障害のある者を輸送する車両
3. 生活必需品等を搬送する車両
4. 貨物の集配、冠婚葬祭その他の業務上又は社会慣習上で、通行することがやむを得ないと認められる場合に限られます。



申請に必要な書類等

【7日以上通行許可申請】

1. 通行禁止道路通行許可申請書 2通
2. 自動車検査証記録事項が記載された書面（下記のア又はイ）
 - ア 紙の自動車検査証の場合
自動車検査証の写し
 - イ 電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合
次のいずれかの書面
 - ・国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」を利用し、PDF出力して印刷した「自動車検査証記録事項」
 - ・国土交通省が交付する「自動車検査証記録事項」の写し
3. 申請に係る道路の区間及びその周辺の略図
4. 許可の判断に必要と認められるもの
（通行禁止道路を通行することがやむを得ないことを確認できる書面）
※例：駐車場契約書の写し、業務請負契約書の写し等
で、通行することがやむを得ないと認められる場合に限られます。
5. 受付日時・場所
兵庫県灘警察署 2階交通課窓口（交通課交通規制係）
月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで（電話番号：078-802-0110）
※ 詳細等問い合わせについては上記日時でお願いします。
※ 以下の場合は受付できませんのでご注意ください。
 - ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・提出書類の記載内容等に不備がある場合
6. 注意事項
 - (1) 申請にかかる通行禁止道路を通行する時は必ず通行禁止道路通行許可証を携帯してください。
 - (2) 次のことに該当することとなったときは速やかに交付を受けた警察署に許可証を返納してください。
 - ・許可を受けた理由がなくなったとき。
 - ・再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

【7日未満の通行許可申請】（臨時）

1. 通行禁止道路通行許可申請書 2通 ※警察署・交番にて面前での記載になります。
2. 自動車検査証記録事項が記載された書面（下記のア又はイ）
 - ア 紙の自動車検査証の場合
自動車検査証（写しでも可）
 - イ 電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合
次のいずれかの書面
 - ・国土交通省が提供する 「車検証閲覧アプリ」 を利用し、PDF出力して印刷した「自動車検査証記録事項」
 - ・国土交通省が交付する「自動車検査証記録事項」（写しでも可）
3. 申請時に確認が必要な事項【申請に係る区間・用務】
4. 即日発行（24時間対応）

問い合わせ先（平日午前9時～午後5時）

兵庫県灘警察署 交通課交通規制係

電話番号：078-802-0110

